

海田町建設工事中間前金払事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、海田町建設工事執行規則（平成9年海田町規則第4号。以下「規則」という。）第45条第3項の規定に基づく中間前金払を行うために必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 中間前金払の対象となる工事は、1件の請負代金額が300万円以上の建設工事とする。

(中間前金払の対象となる経費の範囲)

第3条 中間前金払の対象となる経費は、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費とし、中間前払金は当該経費以外の支払いに充当してはならない。

(中間前金払の要件)

第4条 町長は、工事受注者（以下「受注者」という。）から中間前金払の請求を受けた場合は、次の要件の全てを満たしていることを確認したときに支払うものとする。

- (1) 既に規則第45条第1項に規定する前払金の支払いを受けていること。
- (2) 工期の2分の1を経過していること。
- (3) 工程表によって工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (4) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負代金額の2分の1以上の額に相当するものであること。
- (5) 中間前払金の支払請求時において、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と中間前払金に関する同条第5項に規定する保証契約が締結されていること。

(中間前払金の額)

第5条 前条の場合に町長が受注者に支払う中間前払金は、請負代金額の10分の2以内とする。ただし、中間前払金を支出した後の前払金の合計額が請負代金額の10分の6、かつ、5,000万円（算定して得た額に10万円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。）を超えてはならないものとする。

(債務負担行為に係る特例)

第6条 受注者は、債務負担行為に係る契約分については、その出来高予定額が当該年度内に支出できる見込みのものについて、当該出来高予定額を対象として中間前金払の請求をすることができる。

2 町長は、受注者が中間前払金を選択した場合においても、債務負担行為に係る工事における各年度の出来高予定額（最終年度に係るものを除く。）に係る当該年度末の出来高に対する部分払をすることができる。

3 債務負担行為に係る契約においては、第4条の「工期」を「当該会計年度の工事実施期間」と、「工程表によって工期の2分の1を経過」を「工程表によって当該会計年度の工事実施期間の2分の1を経過」と、「既に行われた当該工事」を「既に行われた当該会計年度における工事」と、「請負代金額の2分の1以上の額」とあるのは「当該会計年度における出来高予定額の2分の1以上の額」と読み替えて適用するものとする。

（繰越工事の特例）

第7条 中間前金払をした工事において、受注者の責めに帰することができない事由によって年度内に完成することができず、繰越となるものについては、町長は、年度末の工事出来高が3分の2以上の場合は、年度末に部分払をすることができる。この場合において、部分払金の額は、次の式により算定するものとする。

部分払金の額 $\leq$ 出来高金額 $\times$ （9／10－前払金額／請負代金額）－中間前払金
（中間前金払の申請・請求）

第8条 中間前払金の支払いを受けようとする受注者は、中間前金払の認定請求書（様式第1号）を2部作成し、工事履行報告書（様式第2号）を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求を受けた場合には、調査を行うものとする。

3 町長は、出来高の数値に疑義がある場合には、当該数値の根拠となる資料の提示を求めることができる。

4 町長は、第2項の調査において、中間前金払が妥当と認められるときは、認定調書（様式第3号）によって受注者に通知するものとする。

5 前項の認定を受けた請負者が中間前金払の支払いを受けようとするときは、中間前払金支払申請・請求書（様式第4号）に、保証事業会社の前払金保証証書の原本を添えて町長に提出しなければならない。

6 町長は、前項の請求を受けた日から14日以内に支払いを行うものとする。

（中間前金払と部分払の選択）

第9条 中間前金払ができる場合において、中間前金払又は部分払のいずれを請求するかについては、受注者が選択できるものとする。

2 受注者は、中間前金払の請求を行ったときは、さらに部分払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、規則第48条は適用しないものとする。ただし、第6条及び第7条に規定する年度を越えて施工する必要のある工事の場合は、各年度末の部分払に限り同条を適用するものとする。

3 受注者は、部分払の請求（前項ただし書きに規定する場合において部分払を請求す

るときを除く。)を行ったときは、さらに中間前金払の請求をすることはできないものとする。この場合には、当該契約において、規則第45条第3項及び第4項は適用しないものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年10月1日から施行し、同日以後に指名する工事から適用する。